

○施行日

平成28年6月1日

○経過措置（既にとび・土工工事業の許可を受けている業者）

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。



解体工事の内容、例示、区分の考え方について

(平成26年12月25日改正)

建設工事の種類(建設業法別表)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

告示:建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(H26.12.25改正)
 ガイドライン:建設業許可事務ガイドライン(H26.12.25改正)
 HPアドレス:<http://www.milt.go.jp/common/001064710.pdf>